

大熊町坂下ダム小水力発電所整備事業
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

大熊町では、令和3年2月に「大熊町ゼロカーボンビジョン」を策定し、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げた。同ビジョンに基づき、令和3年9月には「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」（以下「ゼロカーボン条例」という。）を制定するとともに、町内公共施設及び再生賃貸住宅への再生可能エネルギー設備を導入する等、ゼロカーボン推進のための各種施策を講じている。

本事業は、2040年ゼロカーボンの達成を目指す大熊町において、「大熊町ゼロカーボンビジョン」に基づき、「地域資源」である坂下ダムを活用した小水力発電設備を整備することにより、町が掲げるゼロカーボンによる復興まちづくりを更に加速させることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象業務

- ① 大熊町坂下ダム小水力発電所整備工事
- ② 大熊町坂下ダム小水力発電所整備工事監理業務委託

(2) 仕様

- ① 「大熊町坂下ダム小水力発電所整備工事 仕様書 及び 特記仕様書」
- ② 「大熊町坂下ダム小水力発電所整備工事監理業務委託 仕様書」

(3) 契約期間

契約の締結の日から、令和8年3月31日までの期間

(4) 契約金額の上限

- ① 整備工事 金 158,360,000円（消費税及び地方消費税込み）
- ② 工事監理業務委託 金 10,820,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員が、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）がなされている者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 町税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑨ 過去 5 年間に、以下に示す業務を受注した実績があること。
- ・最大出力 500kW 以下の小水力発電所の整備工事を受注した実績。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 6 年 7 月 3 日（水）
質問受付期限	令和 6 年 7 月 1 0 日（水）午後 5 時まで
質問回答	令和 6 年 7 月 1 2 日（金）
参加資格確認申請書提出期限	令和 6 年 7 月 1 9 日（金）午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 6 年 7 月 3 1 日（水）午後 5 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 6 年 8 月 7 日（水） ※公募状況により変更の可能性あり ※時間は別途通知
審査結果の通知	令和 6 年 8 月 7 日（水）以降

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書

様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和6年7月10日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、大熊町ゼロカーボン推進課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町坂下ダム小水力発電所整備事業公募型プロポーザル」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

メール：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp（ゼロカーボン推進課宛）

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年7月12日（金）午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。

なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和6年7月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）

② 会社概要（様式第3号）

③ 本要領の3 プロポーザルに係る事項（1）プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(1) 提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表

・様式は任意とし、日本工業規格 A3 判 5 枚以内とする。（両面の使用を可とする）

② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）

③ その他企画提案を説明するのに必要な書類

④ 会社概要（様式第3号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

- ⑤ 守秘義務誓約書（様式第4号）
- ⑥ 業務実施体制書（様式第5号）
- ⑦ 定款又は寄附行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

（4）提出部数

- ・①～⑨につき、印刷1部及びPDFデータ
- ・審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、一つのPDFデータとしてまとめたものを提出すること（④、⑥、①の順とすること）。

（5）提出方法

電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

8 企画提案書の内容

提案者は、本要領2（2）に掲げる各仕様書に基づき、公募資料及び「大熊町ゼロカーボンビジョン」をよく読み込んだ上で、対象となる業務内容について、企画提案書を作成すること。

（1）提案内容

① 実績について

過去の受注実績や、類似する事例を挙げ、それらにおける提案者ならではの強みを簡潔に説明すること。

② 工事等に係る実施体制及び実施スケジュールについて

仕様書に記載する各業務内容、提案内容①～④について、必要となる諸手続きを細分化し各業務に対する実施体制及びスケジュールを提案すること。

なお、スケジュールについては令和8年3月末までの期間の中で完了可能なスケジュールを提案すること。

③ 学びの場としての活用方法について

ゼロカーボンのさらなる推進を図るためには、住民等が「ゼロカーボン」に対する理解を深め、どう行動変容につなげていくかが大きな課題となっている。本整備工事を実施するにあたり、単なる発電施設ではなく、地域の特徴を活かした、大熊町ならではの再生可能エネルギーを学ぶ場としての活用方法を提案すること。

④ 施設の維持管理方針について

本施設は、町内資源を活用した町の再エネ電源として、長期的な運用を行う予定である。これについて、点検業務の省力化や地元人材の活用等、維持管理方針を検討するうえで有効となる手法について提案すること。

(2) 留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑦ その他、町があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。なお、提案者が1者であっても審査会を実施する。

① 開催日時及び会場

開催日時：令和6年8月7日（水） ※公募状況により変更の可能性あり

※時間は別途通知

会 場：大熊町役場本庁舎

※審査会場に入室できる説明者は3名までとする

② 審査所要時間

説明時間 20 分以内、及び質疑応答 15 分以内の計 35 分以内を目安とする。

③ 審査基準（価格審査、技術提案審査）

下記 a、b の審査方法により審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

ただし、技術提案審査における平均点数が 25 点を満たさない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は重要項目部分の点数比較、点数も同じ場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

a. 価格審査（5 点満点）

提案者の価格を下記の算出式に基づき換算し、得点を付与する。得点化の際は、有効桁数は小数点以下第 2 位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

【価格点の算出式】

提案者の価格評価点（価格点） $= 5 \times (\text{全提案者中の最低価格} / \text{提案者の価格})$

b. 技術提案審査（50 点満点）

以下の審査基準により審査・採点する。

【技術提案審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 基本項目			(20)
①	実績	・小水力発電所に関する受注実績があるか。 ・坂下ダムとの類似性や、提案者の強みについて説得力のある説明ができていないか。	10
②	地域理解	大熊町が置かれた特殊な状況を定量的かつ定性的に理解し、地に足の着いた検討ができていないか。加えて、その特殊性や厳しさを逆手にとりゼロカーボンの推進に生かしていく発想力を有しているか。	5
③	実施体制・実施スケジュール	・業務遂行に必要な実施体制が整備されているか。 ・必要な諸手続きについて細分化されたスケジュールとなっているか	5
2. 提案事項			(30)
④	学びの場としての活用方法	単なる発電施設ではなく、大熊町ならではの再生可能エネルギーを学ぶ場としての活用方法について、魅力ある提案となっているか。	15
⑤	施設の維持管理方針について	点検業務の省力化や地元人材の活用等、町内で長期的に発電施設を運営するにあたり有益な提案となっているか。	15
合計点			(50)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

各配点（5, 10, 15）に対する採点方法は以下のとおり。

5 点	
点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

10 点	
点数	評価
10	優れている
8	やや優れている
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

15 点	
点数	評価
15	優れている
12	やや優れている
9	普通
6	やや劣る
3	劣る

【評価点の算出】

評価する審査員の評価点の合計点数による

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求められることができるものとする。

なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に提出しなければならないものとする。

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、町長は契約の相手方に対して契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求をすることができる。

1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

住 所 〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717 番

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

電話番号 0240-23-7597

メー ル zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp